

見積参加希望業者 殿

独立行政法人水資源機構 分任契約職
総合技術センター所長 安藤 昌文
(公印省略)

見 積 依 頼 書

1 件 名 弹性波トモグラフィ解析修正業務
2 業 務 場 所 独立行政法人水資源機構総合技術センター（埼玉県さいたま市桜区大字神田936番地）
3 履 行 期 間 契約締結の翌日から30日間
4 内 容 等 別添「仕様書等」のとおり

上記について、下記により見積合わせを行ないますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 参 加 要 件 本見積に参加できる資格要件は、水資源機構における一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、測量・建設コンサルタント等の業種区分「土木関係建設コンサルタント業務」の認定を受けている業者であること。
- 3 見 積 書 等
- 1) 様式等 ①見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。
②見積書の宛名は「独立行政法人水資源機構 分任契約職 総合技術センター所長 安藤昌文」と記載してください。
- 2) 提出方法 FAX、電子メール、持参又は郵送（書留郵便等、配達の記録が残る方法による。）
(※FAX番号等は、4)に記載された番号)
- 3) 提出期限 令和8年2月4日（水） 10:00 まで
- 4) 提出先 独立行政法人水資源機構 総合技術センター マネジメントグループ 契約担当宛
FAX : 048-853-1787 電子メール nyukei_sougicenter@water.go.jp
- 5) 質問書提出期限 令和8年1月28日（水） 10:00まで
※質問の回答については、提出期限の翌日までにHPに掲載します。
- 6) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書の提出の期限は、令和8年2月5日 10時00分までとします。
- 7) その他の ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知します。
- 5 そ の 他
- 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。
- 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
- 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。
- 4) 契約の相手方として決定した者に、契約書又は請書の提出を求める場合があります。

弾性波トモグラフィ解析修正業務

仕様書

令和 8 年 1 月

独立行政法人水資源機構

総合技術センター

第1章 総則

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構 総合技術センター（以下、「機構」という。）が発注する「弾性波トモグラフィ解析修正業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 用語の定義

「発注者」とは、分任契約職である総合技術センター所長をいう。

「受注者」とは、業務の実施に際し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。

「担当職員」とは、設計図書に定められた範囲内において、受注者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、発注者が定めた者をいう。

「設計図書」とは、仕様書及び業務数量表をいう。

「指示」とは、担当職員が受注者に対し、本業務の遂行上必要な事項について 書面をもって示し、実施させることをいう。

「承諾」とは、受注者が担当職員に対し、書面で申し出た本業務の遂行上必要な事項について、担当職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

「協議」とは、書面により本業務に係わる協議事項について、発注者又は担当職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。

「提出」とは、担当職員が受注者に対し、又は受注者が担当職員に対し本業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

「書面」とは、手書き、印刷、電子メール等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。

「打合せ」とは、本業務を適正かつ円滑に実施するために業務管理責任者と担当職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

「了解」とは、担当職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。

「受理」とは、受注者、担当職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第3節 業務内容

3-1 業務場所

埼玉県さいたま市桜区大字神田 936 番地

独立行政法人水資源機構 総合技術センター

3-2 業務概要

本業務は、次の業務を行うものである。

- ・弾性波トモグラフィ解析の修正 1式

第4節 履行期間

1. 履行期間は、休日等を見込み、契約締結の翌日から30日間とする。

なお、休日等には、日曜日、祝日のほか、履行期間内の全土曜日を含んでいる。

第5節 業務数量

業務数量は、別添「数量総括表」のとおりである。

第6節 資料の貸与及び返却

1. 本業務の貸与資料は、次のとおりである。
 - (1) 弾性波トモグラフィ法によるコンクリート健全度調査業務報告書（令和7年1月）
2. 受注者は、本業務を実施するに当たり、上記1. に定める以外の資料が必要となつた場合は、担当職員と協議するものとする。

第7節 成果品の提出

1. 受注者は、次の成果品を提出するものとする。
 - (1) 電子媒体（CD-R又はDVD-R） 1式（2部）
2. 成果品には、VOXB ファイルを含むものとする。

第8節 疑義等

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

第2章 業務内容

第1節 業務概要

本業務は、過年度に重力式コンクリートダムのゲート門柱において実施した弾性波トモグラフィ法によるコンクリート健全性調査での解析結果をもとに、解析条件の見直しによる解析結果の修正を行うものである。

第2節 業務内容

2-1 弾性波トモグラフィ解析の修正

1. 受注者は、過年度業務において、「2018年制定コンクリート標準示方書（維持管理編）」（土木学会）に示される弾性波トモグラフィ法により行ったダム門柱コンクリートの健全性調査結果をもとに、コンクリートの変状発生部の判断基準（閾値）を見直した解析を行い、既存の三次元モデルのセンター図（弾性波速度分布図）の修正を行うものとする。解析に用いる閾値は、担当職員が指示する。
2. 貸与するデータは、Voxler (Golden Software 社) で作成した三次元弾性波トモグラフィ結果(VOXB ファイル)とする。
なお、過年度の解析結果は、各測点間や複数のセンターで合成する際のデータ補間を Voxler のソフト内の演算処理方法である逆距離加重法 (IDW) により解析を行ったものである。
3. 受注者は、三次元モデルのセンター図で表示された解析結果について、ダム門柱の健全性評価を行ううえで主要な箇所を切断した二次元表示のセンター図（弾性波速度分布図）を作成するものとする。二次元表示のセンター図の作成箇所は1ケースあたり10断面を想定しており、詳細については担当職員と協議するものとする。
4. 設定する閾値のケース数は2ケースとする。担当職員の指示によりケース数の変更が生じた場合には、設計変更の対象とする。

—以上—

数 量 総 括 表

業 務 名　　弾性波トモグラフィ解析修正業務

総合技術センター

数量総括表

業務名	弹性波トモグラフィ解析修正業務				業種 項目	設計業務 直接人件費
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
直接人件費		式		1		
解析業務		式		1		
弹性波トモグラフィ解析の修正		式		1		
弹性波トモグラフィ解析の修正		ケース		2		
直接経費		式		1		
直接経費		式		1		
電子成果品作成費		式		1		
電子成果品作成費		式		1		
直接原価（その他原価除く）		式		1		
その他原価		式		1		
一般管理費等		式		1		

数量總括表

業務名	弹性波トモグラフィ解析修正業務				業種 項目	設計業務 業務価格
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
業務価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
業務委託料		式		1		

見 積 參 考 資 料

業務名 弾性波トモグラフィ解析修正業務

この「見積参考資料」は入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。従って、「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は業務内容等を充分考慮して、業務を完成させるための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

なお、この「見積参考資料」の有効期間は、この業務の入札日までとする。また、「見積参考資料」は見積に資するための資料であるため、原則、質問は受け付けないものとする。

独立行政法人水資源機構
総合技術センター

歩掛見積参考資料

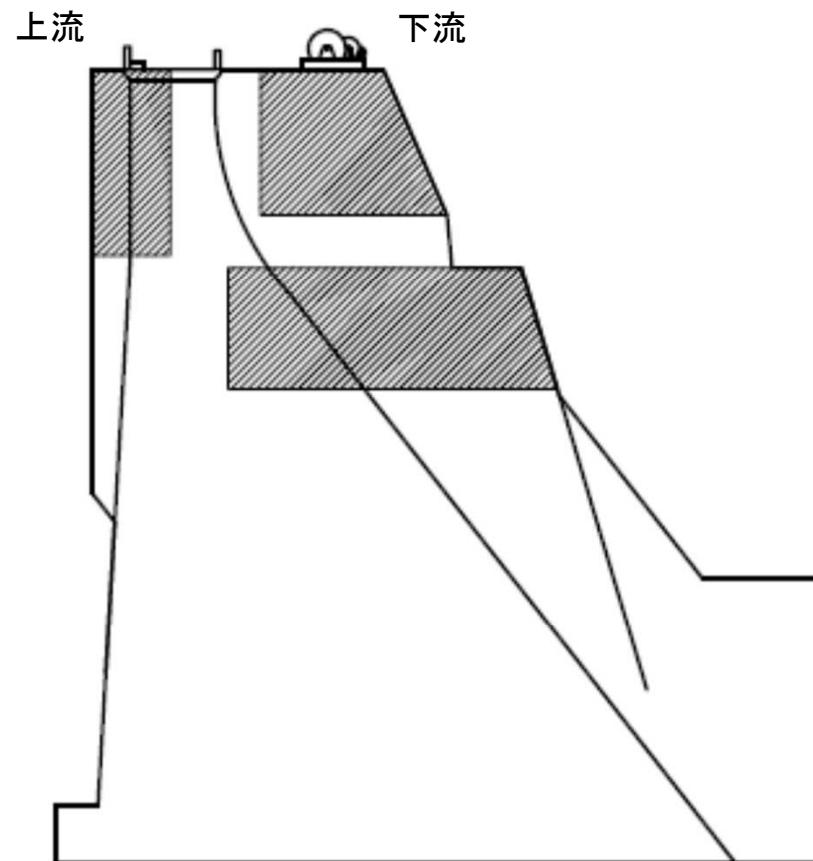
業務名： 弾性波トモグラフィ解析修正業務

作業内容	数量	単位	主任 技術者	理事・ 技師長	主任 技師	技師A	技師B	技師C	技術員	備考
弾性波トモグラフィ解析の修正	1	ケース	0.00	0.00	0.67	1.17	2.50	0.83	1.33	電子計算機使用料として直接人件費の5.33%を計上

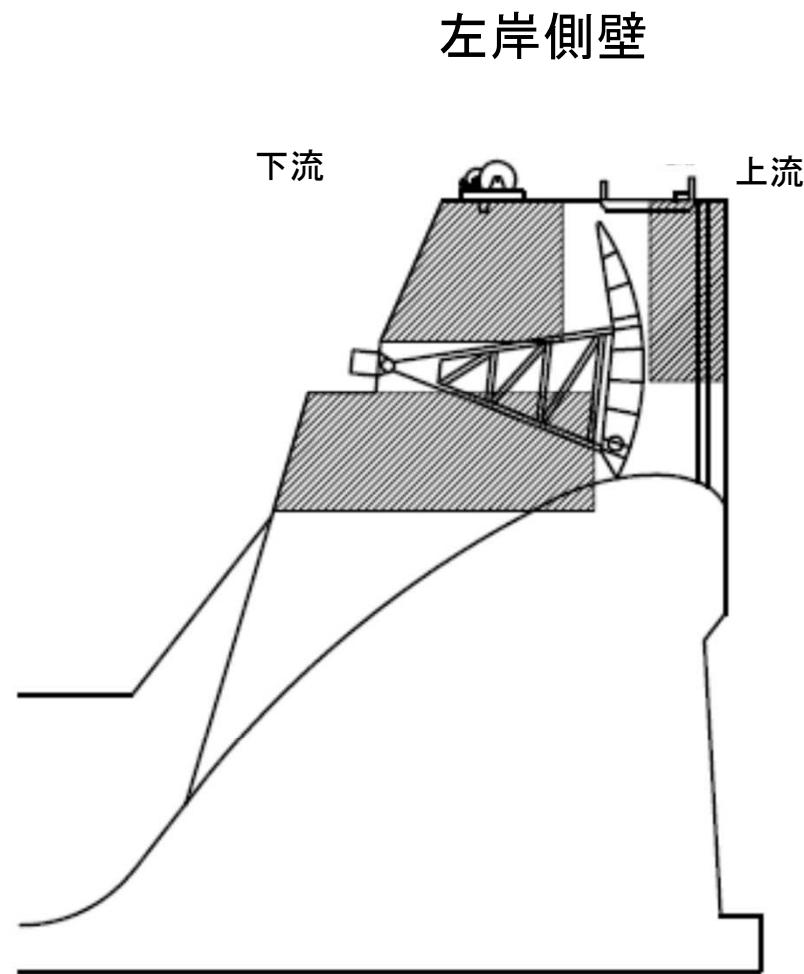
業務対象範囲

参考資料

右岸側壁

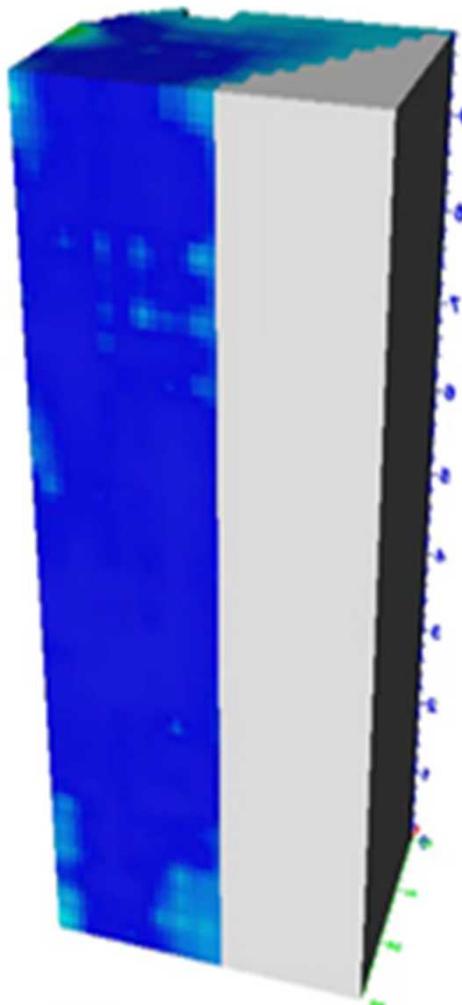


左岸側壁

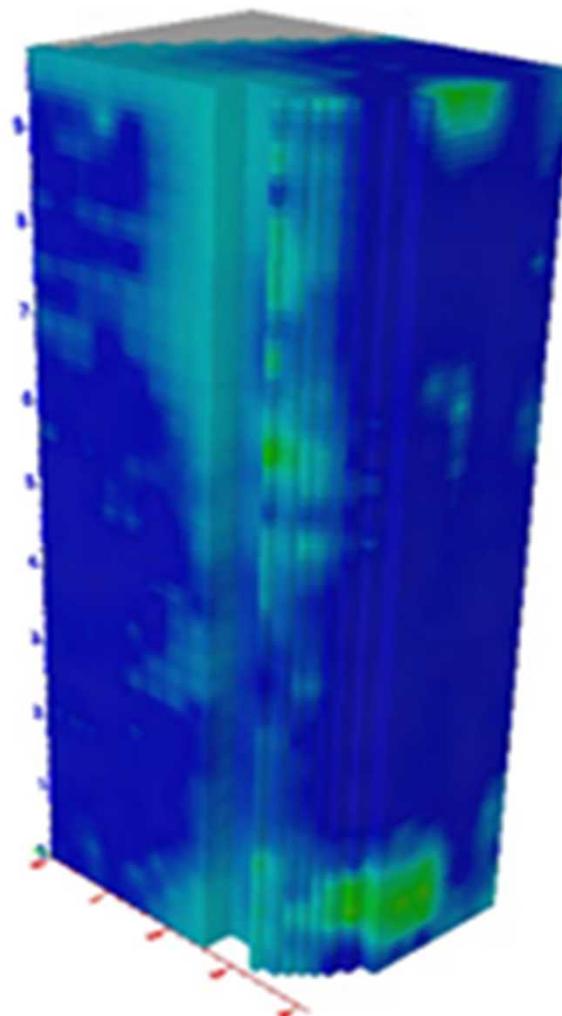


過年度業務の解析結果（上流側）

右岸側



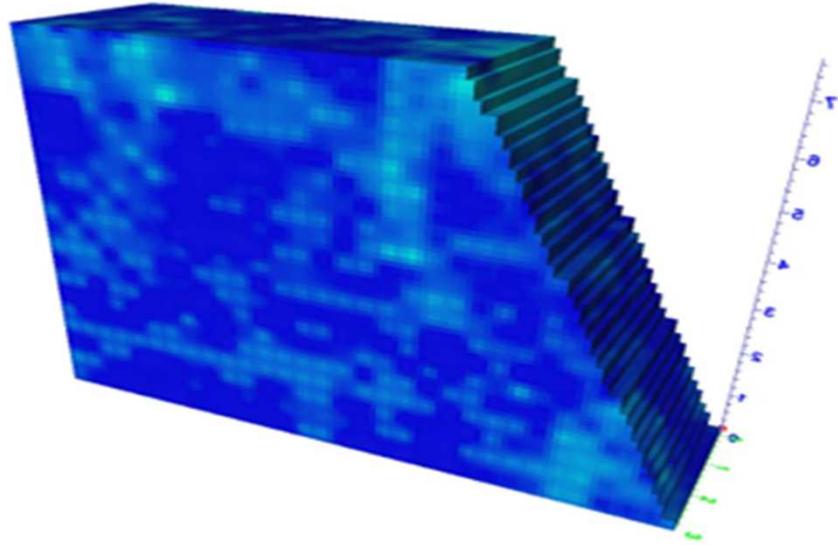
左岸側



過年度業務の解析結果（下流側）

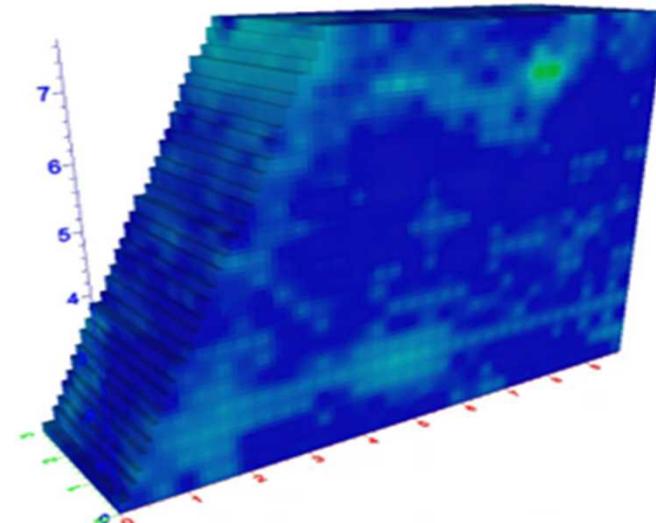
参考資料

右岸側壁



上部

左岸側壁



下部

